

適格請求書等保存方式の導入

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成31年10月～)	【適格請求書等保存方式】 (平成35年10月～)
請求書等	○ 請求書の記載事項 ・ 請求書発行者の氏名又は名称 ・ 取引年月日 ・ 取引の内容 ・ 対価の額（税込） ・ 請求書受領者の氏名又は名称 請求書 〇〇御中 11月分 21,600円(税込) 11/1～30 牛肉2kg 5,400円 ： 合計 21,600円 △△(株) 仕入 請求書（控） □□御中 11月分 43,200円(税込) 11/1～30 牛肉2kg 10,800円 ： 合計 43,200円 〇〇(株) ○ 交付義務なし・不正交付の罰則なし ○ 免税事業者も交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除可	同左プラス ・ 軽減税率の対象品目である旨 ・ 税率ごとに合計した対価の額（税込） (注) 請求書の交付を受けた事業者による追記も可 請求書 〇〇御中 11月分 21,800円(税込) 11/1 牛肉2kg ※ 5,400円 11/8 割りばし4箱 5,500円 ： 合計 21,800円 △△(株) (10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円) 注)※印は軽減税率(8%)適用商品 仕入 請求書（控） □□御中 11月分 43,600円(税込) 11/5 牛肉2kg ※ 10,800円 11/9 割りばし4箱 6,600円 ： 合計 43,600円 〇〇(株) (10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円) 注)※印は軽減税率(8%)適用商品 同左 同左	同左プラス ・ 登録番号 ・ 税率ごとの消費税額及び適用税率 (注) 「税率ごとに合計した対価の額」は、税抜又は税込 請求書 〇〇御中 11月分 20,000円(本体) 11/1 牛肉2kg ※ 5,000円 11/8 割りばし4箱 5,000円 ： 合計 20,000円 消費税 1,800円 (10%対象 10,000円 消費税 1,000円) (8%対象 10,000円 消費税 800円) △△(株) 事業者番号 XXX-XXX 注)※印は軽減税率(8%)適用商品 仕入 請求書（控） □□御中 11月分 40,000円(本体) 11/5 牛肉2kg ※ 10,000円 11/9 割りばし4箱 6,000円 ： 合計 40,000円 消費税 3,600円 (10%対象 20,000円 消費税 2,000円) (8%対象 20,000円 消費税 1,600円) 〇〇(株) 事業者番号 XXX-XXX 注)※印は軽減税率(8%)適用商品 ○ 交付義務あり・不正交付の罰則あり ○ 登録を受けた課税事業者のみ交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除不可 ○ 免税事業者からの仕入れについて、 ・ 3年間：80% ・ その後3年間：50% の仕入税額控除可。
税額計算	○ 取引総額からの「割戻し計算」 (例) 43,200円×8/108=3,200円	○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 (例) 10%対象：22,000円×10/110=2,000円 +) 8%対象：21,600円×8/108=1,600円 3,600円	○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ○ 適格請求書の税額の「積上げ計算」 (例) 積上げ計算の場合 2,000円+1,600円=3,600円 (注) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」
特例	—	○ 売上税額・仕入税額の計算の特例 (みなし計算・簡易課税の事後選択)	—
その他	○ せり売りなど媒介・取次業者により代替発行された請求書による仕入税額控除可 ○ 3万円未満の取引や自動販売機からの購入、中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載で仕入税額控除可 ○ 小売業等が発行する請求書は、記載事項を簡略可（受領者の名称の記載不要）	同左	同左（ただし、3万円未満の取引に係る規定は廃止）